

令和2年3月5日

大使館からのお知らせ（タジキスタンの新型コロナウイルス対策について（第6報））

- 日本を隔離対象国から除外 -

- 1 3月4日（水）午後、タジキスタン保健大臣から当地に駐在する外交団に対し、新型コロナウイルス対策としての入国規制につき、次の通り説明がありました。
 - （1）タジキスタンへの新型コロナウイルスの感染を防ぐため、中国、イラン、アフガニスタン、韓国、イタリアの5カ国からタジキスタンに入国しようとする渡航者（国籍を問わない）に対する航空券の販売停止を継続する。
 - （2）上記5カ国からタジキスタンに入国しようとする渡航者に対して、14日間の隔離措置が実施される。
 - （3）日本は隔離対象国ではない。
- 2 ただし、タジキスタン政府による上記措置は、今後新型コロナウイルス感染状況により変更される可能性がありますので、在留邦人及びタジキスタンへの渡航を計画されている方は、引き続き関連情報の入手に努めて下さい。当館でも規制に関する新たな情報を確認次第、領事メールで皆様にお知らせします。

【問い合わせ先】

在タジキスタン日本国大使館

電話：+992-37-2275436, +992-37-2275446, +992-37-2213970

緊急時連絡先：堤 938800023